一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第六百九十九号東部大阪都市計画道路事業八・六・二百二十七―三号大阪外環状線附属街路西側一号線
三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第六百九十八号東部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十七―五号大阪外環状線附属街路東側三号線
三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　福井都市計画道路事業七・七・二十五号　高架側道二号線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十九日至平成三十一年三月二十九日
四　事業地
収用の部分　福井県福井市松本上町十字、松本上町十五字地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第五百九十五号福井都市計画都市高速鉄道事業えちぜん鉄道勝山永平寺線・三国芦原線
三　事業施行期間　自平成四年三月十一日至平成三十一年三月二十九日
四　事業地
収用の部分　平成四年建設省告示第五百九十五号の事業地のうち、大手二丁目、大手一丁目、宝永一丁目、清川上町、松本上町八字、十五字、十一字、十四字、十二字及び十三字並びに開発町六十七字を変更するとともに、松本一丁目を削り、日之出一丁目、松本上町十字並びに長本町三十二字及び三十三字を追加する。
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　福井県
二　都市計画事業の種類及び名称　福井都市計画道路事業七・七・二十六号　高架側道三号線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月二十九日至平成三十一年三月二十九日
四　事業地
収用の部分　福井県福井市宝永一丁目、志比口一丁目地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　岡山県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第四百七十二号岡山県南広域都市計画下水道事業児島湖流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十四年三月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
倉敷市新田字名田二三一三番一から同市新田字名田二三三〇番一まで	前	六七・五〇メートル～八四・五〇メートル
	後	四三・五〇メートル～八五・五〇メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市新田字名田二三一三番一地内	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○中国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦